

議案第41号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(設置)

第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。

種別	名称	位置
略		
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市

(設置)

第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。

種別	名称	位置
略		
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の

右欄に掲げる業務を行わせるものとする。

種別	名称	業務
障害者 支援施設	鳥取県 立鹿野 かちみ 園	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務 (知事のみの特権に属するものを除く。)
	鳥取県 立鹿野 第二か ちみ園	
養護老 人ホー ム	鳥取県 立皆生 尚寿苑	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の養護に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務 (知事のみの特権に属するものを除く。)

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を

(利用の許可)

第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

受けた日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(利用の許可)

第6条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑にあっては、指定管理者。第11条から第13条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。

(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)

第4条 略

(使用料及び手数料の減免)

第5条 略

(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)

第7条 略

(使用料及び手数料の減免)

第8条 略

(障害者支援施設における利用料金)

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野

第二かちみ園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)

は、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サー

ビスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措

置による利用については、この限りでない。

3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用（指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定めるものに限る。）に係る利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

5 第1項から第3項までの利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

（鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金）

第10条 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第41条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第8条の2第

(行為の制限等)

第6条 略

(措置命令)

第7条 略

(利用許可の取消し)

第8条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) 正当な理由がなく使用料を滞納したとき。

(7)・(8) 略

9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3 前2項の利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(行為の制限等)

第11条 略

(措置命令)

第12条 略

(利用許可の取消し)

第13条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) 正当な理由がなく使用料又は利用料金を滞納したとき。

(7)・(8) 略

(規則への委任)

第9条 略

別表第1 (第4条関係) 略

別表第2 (第4条関係) 略

(規則への委任)

第14条 略

別表第1 (第7条関係) 略

別表第2 (第7条関係) 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。